

平成 22 年

第 3 回市議会定例会 議案第 6 号

函館市学校給食共同調理場条例の一部改正について

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 9 月 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

函館市学校給食共同調理場条例（昭和 48 年函館市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

別表中

函館市榎法華中学校親子学校給食共同調理場	函館市立榎法華中学校 函館市立日新小学校 函館市立えさん小学校 函館市立榎法華小学校 函館市立木直小学校 函館市立磨光小学校 函館市立臼尻小学校 函館市立大船小学校 函館市立日新中学校 函館市立恵山中学校 函館市立尾札部中学校 函館市立臼尻中学校	を
----------------------	--	---

函館市榎法華中学校親子学校給食共同調理場	函館市立榎法華中学校 函館市立日新小学校 函館市立えさん小学校 函館市立榎法華小学校 函館市立磨光小学校 函館市立臼尻小学校 函館市立大船小学校 函館市立日新中学校	に
----------------------	---	---

函館市立恵山中学校 函館市立尾札部中学校 函館市立白尻中学校

改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(提案理由)

函館市椴法華中学校親子学校給食共同調理場の給食調理等を行う学校
を変更するため